利用権設定申出書 兼 農用地利用集積計画書

使用貸借権

整理番号

申出書の提出年月日を記入

竹原市長 様

利用権の設定を	をしたいの゛	で申し出るとと	ともに,	農地利用領	集積計画に	こ同意しま	ます。							* 4	和 年	月 日
利用権の設定を	(住所)		(氏名又は名称)			(同意印)		利用権を設定する土地の(B)以外の権原者								
受ける者(A)	竹原市●●町○○○○番地				竹原 太郎			- (AT)		住 所 氏名又は			3称	権原の種	1 同意印	
(耕作する人)	(TEL) 0846-22-1234 / 090-1234-5678			(年齢)		70 歳	<u> </u>		※利用権を	設定する土				相続	権	
利用権を設定	(住所)				(氏名又は名称)			(同意印)		(1)利用権設定期間が5年を超える場合には,相続					所有相	権
する者(B) ★	竹原市●	竹原市●●町△△△△番地				賀茂川 一郎				人全員の氏名・同意印が必要です。				※相続権⇒相続未登記の		
(土地の所有者)	(TEL) 084	(TEL) 0846-22-5678 / 090-9876-5432					80 歳	- (1)		(2)利用権設定期間が5年			三以下の場合には, 相続人		場合の相続人	
1. 各筆明細書								の持分割合の合計が 2 分の1を超える人数分 ※所有権:共有名義の名義								
	利用権を設定する土地(C)									の氏名・同意印が必要です。				人で左欄の(B)以外の者		
所在	所在地(竹原市)		現況		利用権の種類(E)		内	容	¥	が規・更新 始		期	存続期間	'	借賃	借賃の
町・大字	字	地番	地目	(m^2)	□ 解除	条件付き			(の別			(終期)	(1	0aあたり)	支払方法
	■ ■	1234-5	田田	2,222	賃借権 (例		(例)	(例)		新規 公告日		◇年 11 月 30 日	*	10 a (1 反)	【賃借権の場	
11 //// -1	1234 3		111	2,222	使用貸借権		水田(水稲)		Ī	更新 年 12 月		月1日		当	たりの内容	合】
	※畦畔等も含む		カた登記 		賃借権		水田(レンコン)		著	新規 公告日			令和		記入します。	(例)毎年末日
(1)土地の登記名義人(ユー 名恙 人が	面積をご記入	入くださ		使用貸借権 賃借権		普通畑(更新	▶▼年 12	年12月1日 ◆年11月			賃借権(有償	までに現金払
一 亡くなり、相続未登記		┃ ┃ い、(水張面積では					果樹(ブ	ドウ) /	1	新規	公告日	※設定期	 期間は, 特別な場合		の貸借)	()
は、相続権限者の代表者)		ません。)		使用貸借権 など					新規に利用権設定され		を除き,	を除き, 最長 10 年間を目		金納の場合】		
(2)共有名義の場合は、					賃借権	※更新の場	易合は,残ってい	٧١	る場合	合は, 申出書	の受付月	安にご記	己入ください。	`	」)5,000円	【使用貸借権
代表者					使用貸債 る利用権設定の満了日の			の	に応	に応じた公告日が始期と		10 年を超える期間を設定			物納の場合】	の場合】
		有償での貸借 ⇒ 賃借権			賃借権 翌日(▼年12月1日)た			が	なります		ます。 しか		たい場合には, 事前に事		l)玄米 30 kg	「―」(棒線)
		無償での貸借 ⇒ 使用貸借権 			使用貸借 始期となります。				Ī	更新 年 12		務局へご相談ください。			使用貸借権	を記入
		を○で囲んでください。				賃借権				新規 公告日 更新 年 12 月 1			年 11 月 30 日		無償での貸	
			使用貸借権				_	月1日				借	, 無償」と記入			
★ 耕作者は,裏面に経営状況の記入が必要です。			賃借権				¥	新規	公告日		年 11 月 30 日	';	…ほ」 こむ八			

年12月1日

更新

2. 共通事項(この内容は当事者間の契約事項となります。)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払いを猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1 の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法 609 条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、竹原市、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途におい て解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ竹原市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物 を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗 について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要 するとき、その他甲において修繕することができない場合で甲の同 意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において 乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求する ことができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、 その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他租税を負担する。

- イ 乙は,目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に 基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議

するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で 有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に 基づき竹原市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を 除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請 求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び竹原市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は,この農用地利用集積計画の定めるところに従い,目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積 計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び竹原市が協議して定める。

(11) 解除条件付き貸借の場合の追加事項

① 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合に は賃貸借契約を解除するものとする。

② 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月 以内に竹原市長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に 定めるところにより報告しなければならない。

③ 竹原市による勧告

竹原市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の 期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺 の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確 保に支障が生じているとき。

- イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下 に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員又は 権限及び責任を有する使用人のいずれもが乙の行う耕作又は養 畜の事業に常時従事しないとき。
- ④ 竹原市長による農用地利用集積計画の取消

竹原市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。

⑤ 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から 60 日以内に、 甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が 負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損 失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限 りではない。

⑥ 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった 場合には、乙は、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金 として支払う。

3. 利用権の設定を受ける者(A)の農業経営状況

	(自作地)	(借入地)	主な作付作物名		(専従者)			トラクター	1台	乾燥機 台
経営面積			(例)	農業従事		1人	主な農機具	田植機	1台	その他
在呂田倶			水稲、アスパラガス	者数	(それ以外の者)		の所有状況	コンバイン	1台	
	$\bullet \bullet \bullet \bullet m^2$	$\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc m^2$				2人		トラック	1台	